

令和元年度 未来のIT人材創造事業補助金の企画提案募集に係る質問と回答

令和元年8月9日
未来のIT人材創造事業補助金事務局

令和元年7月24日から令和元年8月1日までに頂きましたご質問について、以下のとおり回答いたします。

No	仕様書等の項目	質問内容	回答
1	要領： 1. 事業内容	・「ITスキル習熟部門」で申請を検討しているが、「学生・保護者等の意識啓発部門」の内容である保護者向けセミナー等を事業計画に取り入れるのは問題ないか。	「ITスキル習熟部門」で申請した場合において、「学生・保護者等の意識啓発部門」にあげられた取り組みを実施しても問題ありません（逆の場合も可）。その場合は、どちらの部門の内容がより多いかで申請する部門を決定してください。
2	要領： 2. 補助事業の開始	本事業で取得した設備備品は、事業終了後の継続利用は可能か	継続利用可能ですが、補助金交付の目的に沿った利用をする必要があります。また、国または県による検査が入ることがありますので、その場合は対応が必要となります。 【参考】交付対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、交付対象事業等完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、交付金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない（沖縄振興特別推進交付金交付要綱第19条第1項）
3	交付要綱： 第16条	概算払いができる範囲は具体的にどの経費か。	今年度については、補助対象となるすべての種類の経費を対象としています。